よく寄せられる質問への回答

No	質問者	質問の概要	回答	備考
1	自治体	施設IDは全国で一意とするものでしょうか	全自治体の管路データを1つのデータファイルに集約・一元化するものではありません。自治体内で一意の施設IDの付与が必要となります。	
2	自治体	GeoPackage形式だけでなく，レイヤ名，テーブル名，項目名，項目型，文字数，必須・任意，Nullの扱い，ジオメトリ型まで固定されるのでしょうか。	データ交換標準仕様に基づき変換するデータは、仕様書で定められたレイヤ名、項目名、型、属性定義等に統一します。既存の台帳システムのデータベースを作り直す必要はありません。	
3	自治体	座標参照系はEPSGコードを含めて統一されるのでしょうか。平面直角座標，緯度経度，高さ情報はどのように扱いますか。	測地系は「日本測地系（JGD2024）の地理座標系」、高さ情報は「東京湾平均海面（T.P.）」を基準として統一します（データ交換標準仕様書P68）。	
4	自治体	支援での運用イメージについて （変換機能実装済みの台帳システムを利用できるPCを持参し、被災先のデータを取り込むという流れという理解でよいか）	主に以下の2パターンの運用が想定されます。 ①支援自治体の管路台帳システムに、データ交換標準で作成された被災自治体のデータを読み込み、現地で支援自治体の管路台帳システムを利用するパターン ②今後民間企業等から開発・提供される「災害対応用の専用ツール（閲覧・入力アプリ等）」にデータ交換標準で作成された被災自治体のデータを取り込み、現地で活用するパターン	
5	民間企業	地震対応用のデータ構造として、資料15ページにある「5種類のパッケージ」を定義するということでしょうか。	5種類のパッケージを定義します。 本標準仕様は、「①下水道管路」「②調査」「③施設障害」「④現地確認」「⑤地震防災マップ」で構成されます。④⑤などの参考情報は必須ではありませんが、保持しておくことで災害時の支援活動において非常に有効に機能します。	
6	自治体	パッケージ１（下水管路パッケージ）のデータ項目が不足する場合の対応について	必須項目（施設番号）以外については空欄があってもデータ交換が可能です。ただし、データに空欄が多いと支援・復旧活動に必要な情報が不足することになるため、可能な範囲でのデータ充足を推奨します。	
7	自治体	下水道以外のGISデータ（道路・水道等）のデータ交換の可否について	下水道以外の施設情報の交換は想定していません。 なお、下水道施設の調査・復旧に必要な情報として簡易な参照用位置情報（地震防災マップパッケージ）として取り込むことは可能です。	
8	自治体	GISのシステム更新の際の本仕様書の位置づけ	本仕様書の導入は任意であり、各自治体の判断となります。 システム更新にあわせて、変換機能（特にデータ交換標準仕様に基づくデータ形式による吐き出し機能）の実装をご検討ください。	
9	自治体	今回は災害用の暫定仕様で、今後は標準仕様に準拠すれば、今回の交換標準仕様が網羅されるのか。 その場合、標準仕様に準拠した自治体は交換ツールは不要か。	現在、日本下水道協会が定めている下水道管路台帳の標準仕様Ver.5が今後「Ver.6」へ改定される際に、この「地震対応データ交換標準」を仕様の一部として組み込む方向で調整を進めています。 そのため、将来的には標準仕様に準拠しシステムを構築・更新する際には、本機能もあわせて実装されることになることになります。 ただし、変換機能自体が不要になるわけではありません。	
10	自治体 民間企業	各自治体への本仕様の実装は「必須」か「推奨」か。	必須ではありません。まずは早期の実装に向けて、自治体へ協力を要請していく方針です。 将来的には、日本下水道協会が発行する「下水道台帳システム標準仕様」の次回改定時に本仕様を組み込む方向で調整を進めており、改定後は新システム導入時の標準仕様となっていく想定です。	
11	自治体	導入は任意との説明がありましたが、将来的に必須機能とする考えはありますか。	現在、日本下水道協会が定めている下水道管路台帳の標準仕様Ver.5が今後「Ver.6」へ改定される際に、この「地震対応データ交換標準」を仕様の一部として組み込む方向で調整を進めています。 そのため、将来的には標準仕様に準拠しシステムを構築・更新する際には、本機能もあわせて実装されることになることから、普及が進んでいくものと考えております。	
12	自治体 民間企業	デモンストレーションに使用している「QGISのプロジェクトファイル」の提供予定について	公開に向けて調整中です。（時期未定）	
13	自治体	既存管路台帳システムでの標準形式への出力対応可否について	現状では、本仕様書は運用開始していないため対応したものはありません。 変換機能を追加することにより、標準化されたデータを作成できるようになるものです。	
14	自治体	shp（シェープ）形式でのデータ交換の可否について	データ交換標準仕様に基づき作成（変換）するデータの形式として、シェープ形式データは想定していません。	
15	自治体	専用ツールの適用範囲について （災害時のみの使用か、日常の点検・調査でも使用可能となるか）	専用ツールが日常業務で使えるものになるかどうかは、今後のベンダー側の開発方針と自治体側の需要によります。 今回策定するデータ交換標準仕様自体は「災害対応」に特化した範囲を定義しており、維持管理情報の交換は想定していません。	
16	自治体	国での変換ツールの提供の予定について	競争領域のため、ベンダーの開発に期待する範囲になります。 なお、普及促進が進むまでの間に活用できるよう国総研にて簡易ツールの提供を検討中です。	
17	自治体	災害支援用の独立した閲覧・編集環境または共通ビューアの提供の有無について	競争領域のため、ベンダーの開発に期待する範囲になります。 なお、普及促進が進むまでの間に活用できるよう国総研にて簡易ツールの提供を検討中です。	
18	自治体	専用ツールについて、国総研や国交省など省庁で開発し、地方公共団体へ提供する（有償or無償は今後検討として）可能性について（例：河川分野のRiMaDIS等）	現時点で国が統一的な専用ツールを一括開発して地方自治体へ配布することは想定しておりません。 国は共通ルール（協調領域）を提示し、実際のツール開発は民間企業等の創意工夫（競争領域）に委ねております。 なお、河川分野のRiMaDISも国が直轄河川の管理のために開発運用しているものです。	
19	自治体	データ交換標準仕様への適合を確認できる検証ツール、サンプルデータ、エラーチェック等の提供について	サンプルデータは提供予定です。自動検証ツールやエラーチェック機能は現時点で開発を想定しておりませんが、ご要望は意見照会アンケートにご意見をご記入ください。	

よく寄せられる質問への回答

No	質問者	質問の概要	回答	備考
20	自治体	最低限の取込ツールは国総研から提供される予定という理解で良いでしょうか。	自治体ごとに独自の台帳仕様が異なるため、各自治体の台帳から標準形式へ出力する機能は、各自治体側で作成・実装していただく必要があります。 一方で、出力された標準形式データを汎用GISで閲覧・表示するための「簡易的なビューア・表示ツール」につきましては、国総研からの提供を検討しております。	
21	自治体	どの自治体でも使用できるようにするためのアプリ等の国での開発について	データ構造やルールの標準化を国が担う「協調領域」とし、実際の入力アプリや現場ツールの開発は民間企業等の創意工夫に期待する「競争領域」と位置付けているため、国で統一アプリを一括開発・提供することは考えておりません。	
22	自治体	平常時のデータ更新方法及び費用負担について	各自治体がBCPの一環として準備（更新）するものと考えています。 変換機能の付加又はツール等利用料金の国での負担は予定していません。	
23	自治体	機能拡張のための費用に対する国からの補助等について	現時点で決まったものはありません。	
24	自治体	ベンダーから提供される本仕様書に対応した機能の無償提供について	ベンダーとも別途説明会や意見公開の機会を設けていますが、すべて無償で提供されるように要請しているものではありません。	
25	民間企業	gpkg対応のためのシステムカスタマイズ費や、Shape→gpkgへの変換（Ver.5仕様へのデータ置換作業含む）に対する国からの補助金等の支援策について	現時点では、本件に特化した国からの直接的な補助金等の制度は想定しておりません。 既存システムの改修や変換機能の実装等につきましては、各自治体様・事業者様のご負担においてご対応いただく前提となっております。	
26	自治体	本取り組みと台帳データのバックアップ可能な体制構築との関係について	本データ交換仕様の取り組みと、バックアップとの直接的な関係はありませんが、別途バックアップ体制の調査・とりまとめを行っています。 バックアップするファイルとして、データ交換標準に対応したファイルを用いることも想定されます。	
27	自治体	バックアップの支援先への提供体制について（市町村から管理を委託するベンダーからの提供を念頭においた取り組みか）	バックアップの保管・提供体制はベンダー経由に限定したものではありません。 各自治体の判断のもと、複数ある手段（委託ベンダーでの一時保管、災害協定締結自治体での相互保管、日本下水道協会の災害掲示板等）から選択してください。	
28	自治体	今後調書等において、GeoPackage形式での提出が求められる可能性について	平時の業務や調書等の作成において、データをGeoPackage形式で一から作成・提出することを求めるものではありません。 あくまでデータ交換を行う際の出力・変換フォーマットとしてGeoPackage形式を採用・指定しています。	
29	自治体	GeoPackage形式への変換機能を追加するメリット等、庁内説明資料に活用可能な資料について	導入メリットについては、今回の説明資料内に整理しておりますが、具体的に「このような構成や内容の1枚紙資料がほしい」といったご要望がありましたら意見照会アンケートにて具体的な意見を記載してください。	
30	自治体	データ交換標準への対応状況の公表について	各自治体の導入状況の公表有無につきましては、現時点で確定したものはありません。	
31	自治体	支援する負担が、データ交換標準仕様を導入していない自治体よりも増えるという懸念はないでしょうか。	各自治体の発災時の具体的な支援要請ルールにつきましては、現時点で確定したものはありませんが、日本下水道協会等の関係機関と十分意見交換を行いながら検討を進めます。	
32	自治体	今後の全国市町村主管課長会議等での周知の予定について	全国市町村下水道主管課長会議等、適宜機会をとらえ、本取組みの周知を図っていきます。	
33	自治体	今後のスケジュールについて	追加資料を参照のこと（HPに追加公開済）。	
34	自治体	説明会の説明動画について	公表済みです（HPに追加公開済）。	
35	自治体	経済産業省のインフラ管理DX（https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html）との関係、連携について	本件は、国土交通省独自の取り組みであり、連携予定はありません。	